

1. 「協働推進事業」の廃止と「多様な協働」の推進（令和元年第4回）

(1)協働推進事業（当初2年間の枠予算を前提とした事業協力）の廃止

- ・ 廃止の背景 （1）協働推進事業の継続率の低さ （2）協働推進事業実施件数の減少 （3）市財政状況の変化
（4）「非営利組織等との協働」実績の堅調な伸び （5）新総合計画の策定（令和3年度～）

(2)「多様な協働」の推進

（協働）委託

市民活動団体等に対して事業を委託する。

事業協力

市民活動団体等と市との間で、お互いの得意分野を出し合い協力する。

指定管理

市民活動団体等や地域組織や指定管理者として施設の管理運営を委ねる。

実行委員会

市民活動団体等と市とで構成された実行委員会が主催者となって、事業を行う。

共催

市民活動団体等と市が主催者となって、事業を行う。

その他

※「協働のガイドライン（平成27年3月）」と「協働推進事業の見直しの考え方（平成27年3月）」を改定予定

資料2-2 「協働のガイドライン」改定の考え方

2. 見直しに向けた論点と課題（令和元年第5回・令和2年度第1回）

(1)「8つの論点」

- 論点1 言葉の再調整
- 論点2 サポートのあり方
- 論点3 制度とプロセスの検討
- 論点4 どのようなサポートが必要か
- 論点5 市民と向き合うことができているか
- 論点6 達成指標や達成という意味合い
- 論点7 テーマ設定
- 論点8 市のビジョンとのつながり

(2)検討課題

- ①【「協働」の意味や目標の捉え方の不一致】
- ②【協働の広報啓発不足】
- ③【課題の共有不足】
- ④【協働のパートナーとしての情報共有不足】
- ⑤【（協働推進）事業実施のハードルの高さ】

→協働のメリットについては、引き続き活用できるようにする

→具体的な事業や事業の性質を意識した検討・対応が必要

資料2-3 「アンケート+ヒアリング結果」

3. 新たな協働推進制度（令和2年度第2回～）

「2. 見直しに向けた論点と課題」を踏まえ、協働事業実施に向けたマッチングや協働の周知などの取り組みをまとめ、「協働推進制度」として運用していく。なお、令和2年度から令和3年度を制度の試行期間として、重要度が高いもの等から順次取り組みを開始する。

(1)協働を推進する取組み

「協働推進制度」

- ・ 協働の周知
- ・ 協働の種探し（ニーズのマッチング）
- ・ 市民活動団体と市との交流促進
- ・ 協働事業実施に向けたマッチング など

資料2-4 「協働推進制度に対する取組について【案】」

(2)市民活動推進委員会からの助言・指導等

- ・ 制度の全体設計や進め方について
- ・ 制度に位置付けた個別取り組みの実施方法について
- ・ （必要に応じて）個別の協働事業実施に対するアドバイスについて
- ・ 制度の実績報告等に基づく改善策について など